

令和2年度（2020年度） 函館市保育料（3歳未満）

【保育料基準額表】

単位：円／月

階層区分		多子 カウント 判定階層		保育料 (標準時 間)	保育料 (短時間)
A	生活保護世帯または 支援給付世帯	-		0	0
B	市町村民税が 課税されていない世帯	-		0	0
C1	市町村民税均等割のみ 課税されている世帯	ア	イ	7,800 〈3,900〉	7,600 〈3,800〉
C2	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	ア	イ	12,300 〈6,150〉	12,100 〈6,050〉
C3		ア	イ	16,700 〈7,850〉	16,400 〈7,700〉
D1		ア	イ	20,400 〈9,000〉	20,000 〈9,000〉
D2		ア	イ	21,800 〈9,000〉	21,400 〈9,000〉
D3		ア	イ	25,100 〈9,000〉	24,700 〈9,000〉
		ア		25,100	24,700
D4		ア		28,500	28,100
D5		ア		32,900	32,300
D6		ア		36,400	35,800
D7		ア		40,000	39,400
D8		ア		43,600	43,000
		ウ		43,600	43,000
D9		ウ		47,600	46,700
D10		ウ		51,700	50,800
D11		ウ		55,800	54,900
D12		ウ		59,700	58,500
D13		ウ		64,400	63,200
D14	ウ		69,000	67,800	
D15	ウ		73,700	72,100	
D16	ウ		78,400	76,800	
D17	ウ		86,200	84,600	

1 児童の満年齢は、令和2年（2020年）3月31日時点の満年齢です。年度内に満3歳に到達したお子さんは2号認定となりますが、年度中の保育料は3歳未満の保育料となります。

2 保育料は、保護者の市町村民税額（4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度）により決定します。

保育料算定の際、市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。

3 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

4 多子カウント判定階層が「ア」で生計を一にする子ども（年齢は問いません。）が2人以上いる世帯は、年齢の高い子どもから数えて第1子が左表の保育料の額（〈 〉）がある場合は上段の額の全額、第2子以降は無料となります。

なお、多子カウント判定階層が「イ」で、ひとり親世帯または障がい児（者）のいる世帯の場合は、年齢の高い子どもから数えて第1子が左表の保育料の〈 〉内の額、第2子以降は無料となります。（生計を一にする子どもの第1子の年齢は問いません。）

◆ 「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること（仕送りをしている等）を記載した申立書の提出が必要となります。

なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、支給認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類（戸籍謄本等）も必要となります。

5 多子カウント判定階層が「ウ」で、同一世帯に認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子どもが2人以上いる場合の保育料は、これらの子どもを兄弟姉妹として含めた年齢の高い順に左表の保育料の全額・半額・無料となります。